破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２７３号
堺市堺区戎之町東５丁２番13号、前住所大阪府岸和田市上町34番26―401号
破産者　川嵜富己雄
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４４１号
大阪府岸和田市吉井町２丁目７番５―203号、前住所大阪府岸和田市土生町867―１マンション田中102（住民票上の前住所）大阪府岸和田市西大路町170番地の１サンクレスト岸和田305号
破産者　石堂　祐貴
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５０５号
大阪府和泉市府中町512番地の１サングレース和泉201
破産者　堰口　哲次
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
大阪府和泉市上代町670番地の46、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目６番10―1007号
破産者　前田いずみ
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
大阪府岸和田市別所町３丁目32番３号、前住所大阪府岸和田市額原町1048番地
破産者　谷口　　隆
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４８９号
札幌市北区屯田６条７丁目５番30―401号
破産者　斉藤　豊晴
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０６号
札幌市西区八軒６条西３丁目１番５号
破産者　大西　憲二
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番３―805号
破産者　原　　匡範
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
新潟市西区寺地580番地３、前住所神奈川県相模原市南区相模大野８丁目10番11号　シティハイムアベリア105号室
破産者　松本　絵美
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１号
静岡県裾野市深良2798番地の２
破産者　増島　**徳**和
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
静岡県裾野市平松147番地の１
破産者　増島　　豊
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５６０号
岐阜県羽島市桑原町西小薮１丁目92番地、従前の住所名古屋市千種区高見１丁目１番５号ヨコチビル３Ｂ１号
破産者　岡田　啓司
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６１号
岐阜県羽島市桑原町西小薮１丁目92番地、従前の住所名古屋市千種区高見１丁目１番５号ヨコチビル３Ｂ１号
破産者　岡田　敦子
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７１号
名古屋市昭和区山中町２―10　マルベリーヒル山中Ｎ303号、住民票上の住所名古屋市昭和区山手通３丁目４番地の１　バンベール・グラン山手弐番館1101号
破産者　平居伸之助
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９６号
名古屋市瑞穂区洲雲町３丁目26番地　ブロアセレッソ502号
破産者　加藤友理香（旧姓平居）
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５２号
名古屋市名東区松井町266番地の２（ファミール浅井105号）
破産者　加藤嘉一郎
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３１号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸30番地　ライオンズ豊山ニューシティ312
破産者　町田加奈子
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０号
兵庫県姫路市辻井６丁目10番13号　コーポ東山Ｂ―311
破産者　大原　一夫
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部